平成２９年（フ）第１７２１号
大阪市中央区島町１－２－12グランシス天満橋910、住民票上の住所神奈川県厚木市上荻野4260番地
債務者　奈良　広恵
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８０１号
大阪府池田市新町３番10号　秋田ビル２Ａ
債務者　内本　容子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８０６号
大阪府東大阪市若江西新町４丁目11番17号
債務者　たこ焼き番長こと　三宅　晋策
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８９０号
大阪市浪速区大国１丁目３番15―1001号、前住所大阪市生野区林寺６丁目４番17号　ＰｒｏＧｒａｃｅ林寺　201号
債務者　長岩　星矢
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０４２号
大阪府吹田市岸部中１丁目27番12―１号
債務者　皿末　純子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０５０号
大阪市平野区喜連西１丁目３番４―501号
債務者　加地　初子（旧姓出口）
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７８号
東京都八王子市横山町20番11―503号
債務者　須藤　　晃
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月26日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３５号
長崎県東彼杵郡川棚町白石郷1000番地、前住所長崎県東彼杵郡川棚町白石郷890番地26　琴野荘23号
債務者　藤田　貴志
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第４０号
長崎県佐世保市黒髪町6178番地７　松本ハイツⅢ205号、前住所長崎県雲仙市国見町土黒丙588番地
債務者　鴨川　リエ
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第４３号
長崎県佐世保市松山町14番12号、前住所長崎県佐世保市松川町２番18号　メゾンドゲン201
債務者　須合　純子
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１００２号
横浜市緑区中山町1138番地　リバーサイド佐々木Ｂ202号
債務者　田口　十郎
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０３２号
横浜市瀬谷区上瀬谷町39番地７　メルベージュ103
債務者　福住如名旦
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月16日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０４４号
横浜市緑区東本郷４丁目36番37号　棚田ハイツ102号
債務者　白井　陽子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９０３号
神奈川県大和市西鶴間３丁目５番６―712号
債務者　志賀　勝昭
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１００４号
神奈川県大和市深見西４－６－17　エンデバーＢ103、住民票上の住所神奈川県座間市ひばりが丘１丁目31番14号　はるみ荘202号
債務者　内田　浩昭
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部